

## 令和4年教育委員会 第3回定例会

1 日 時 令和4年3月24日(木) 13時30分開会 16時05分閉会  
(休憩 15時05分～15時10分)

2 場 所 教育委員会庁舎1階 第1会議室

3 出席委員 教育長 林 秀 樹  
教育委員 小 澤 倭文夫  
教育委員 荒 田 純 司  
教育委員 常 見 幸 司  
教育委員 黒 田 仁 美

4 欠席委員 なし

5 出席職員 教育部長 中 島 正 人  
教育部次長 薄 井 洋 仁  
学校教育支援室長 大 山 倫 生  
学校教育支援室主幹 (生徒指導・特別支援担当) 篠 崎 大 作  
学校教育支援室主幹 (教育課程・研修担当) 村 中 寿 幸  
学校教育支援室主幹 (学務担当) 吉 田 健 一  
生涯学習課長 山 澤 亮 司  
教育総務課総務係長 森 田 裕 規  
教育総務課職員係長 金 山 仁 美  
教育総務課総務係 高 橋 ありさ

6 傍聴人 なし

7 議 題

議案第1号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案

議案第2号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案

議案第3号 学校職員の訓戒について

議案第4号 職員の措置について

議案第5号 小樽市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則案

協議第1号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱案

協議第2号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱案

報告第1号 令和3年度北海道教育実践表彰の受賞について

- 報告第2号 令和3年度小中学校卒業式の状況について
- 報告第3号 通級指導教室の新規開設について
- 報告第4号 令和4年度小樽市教育委員会研修プログラム等について
- 報告第5号 令和4年度市教委・道教委指定校等の状況について
- 報告第6号 令和3年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について
- 報告第7号 重要文化財旧日本郵船株小樽支店保存修理工事の進捗状況について
- 報告第8号 教職員の人事異動について
- 報告第9号 小樽市立学校における働き方改革行動計画等の改定について
- 報告第10号 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について
- その他 寄附採納について

## 8 議 事

**教育長** ただ今から、教育委員会第3回定例会を開会いたします。  
本日の会議の議事録署名委員に、常見幸司委員を指名させていただきます。  
はじめに、お諮りいたします。

「議案第3号 学校職員の訓戒について」及び「議案第4号 職員の措置について」は会議規則第13条第1項第2号により、「協議第1号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱案」、「協議第2号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱案」及び「報告第10号 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について」は会議規則第13条第1項第5号により、それぞれ非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

**各委員** (異議なし)

**教育長** また、「協議第1号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱案」及び「協議第2号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱案」については、同一の理由による改正のため、まとめて審議していただき、「議案第2号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案」については、審議の関連性から協議第1号の前に審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

**各委員** (異議なし)

**教育長** では、そのように進めさせていただきます。  
本日も、換気のためにも適宜、5分程度の休憩を入れたいと考えております。  
また、事務局から追加提案の申し出がありますので、説明をお願いします。

事務局 追加提案したい議案が1件ございますので資料を配布させていただきます。  
ただ今資料をお配りいたしました、「議案第5号 小樽市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則案」を追加していただきたくお諮り願います。

教育長 それでは、事務局から説明があったとおり、「議案第5号 小樽市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則案」を追加することとし、冒頭に審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

教育長 それでは、「議案第5号 小樽市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則案」の説明をお願いします。

#### **議案第5号 小樽市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則案**

教育総務課総務係長 小樽市学校給食共同調理場条例施行規則は、学校給食センターの組織や業務などについて定めておりますが、令和4年度に道費栄養教諭4名も携わっている給食管理・衛生指導業務を統括し、より一層給食の安全確保を図るため、市栄養士の主査に替わり、主幹を配置することについて総務部と協議をしておりましたが、昨日の人事異動内示を経て配置されることとなりましたので、規則の一部を改正するものです。2枚目をご覧ください。改正要旨は今申し上げたとおりであり、改正内容は第3条に主幹の配置を明記し、第4条に主幹の職務を規定し、施行期日を令和4年4月1日とするものです。どのように規則が変わるのかわかりやすくするため、最後のページに新旧対照表を付けましたので、御確認ください。左側が改正後ですが、第3条第1項では主幹を追加し、また、第4条第3項として、主幹の職務を追加しております。

以上について、御承認の程よろしくお願いたします。

教育長 それでは本件について、御質問・御意見等ございますでしょうか。  
なかなか栄養職員が4人もいるものですから、統括してアレルギー対応だとかいろんな事故が起きた時の対応だとか、いろいろあるものですから、主査職を主幹職に変えていただくということにしたものです。

よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了させていただきます。  
続きまして、「議案第1号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案」の説明をお願いします。

## 議案第1号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案

**教育総務課総務係長** 小樽市教育委員会文書規程は、事務の迅速かつ確実な処理を図るため、文書の取扱いについて必要な事項を定めております。今回、市の文書事務取扱規程が一部改正されることにあわせ、市教委の文書規程を改正するものです。

2枚目を御覧ください。改正要旨には、「収発件名簿の記載方法及び完結文書の編集方法について、市長部局が改めるため」とありますが、具体的に説明しますと、資料を2枚おめくりいただいて4枚目の総務部からの連絡文書1の(2)の部分になります。文書が担当課に送付された場合や逆に担当課から文書が出される場合、収発件名簿といわれる所定の簿冊に必要な事項を記載することとなっております。その番号について文書を受けて、返す場合に同一番号を使用できる特例が規定されておりました。今回はその逆に、文書を出して、その返答を受けるときについても同一の番号を使用できるようにするものです。1枚戻っていただいて、新旧対照表を御覧ください。教育委員会文書規程の改正としましては、市の規定を準用する形で改正することで、教育委員会も市長部局と同様の取扱いにするようになります。このような改正を行う場合、全ての文言について小樽市文書事務取扱規定を丸写しして規定をするコピー方式がありますが、昨年からの規程を準用する、という記載により、市の規程の内容を引っ張ってくる、いわゆるリンク方式と呼ばれる形で改めております。

もう一つの改正点ですが、もう一度一枚めくっていただいて、(1)の完結文書の編集方法の弾力化にとありますが、これは、文書分類ごとかつ、年度ごとにいつのファイルで綴っていたものを、そのボリュームによって類似の分類のものや、複数年度を同一につづることができるようにするものです。この点を教育委員会文書規程で定めているのは、また、1枚前のページを御覧いただき、新旧対照表になりますが第23条です。

すでに完結文書の編集及び保存方法についての準用規定がありますので、改正の必要はございません。

なお、このページにある別表第1につきましては、現在適正配置担当は学校教育支援室に属していないため、これを削除します。施行期日は令和4年4月1日とするものです。

以上について、御承認の程よろしくお願いいたします。

**教育長** 本件について、御質問・御意見等ございますでしょうか。

なかなかわかりづらいかと思いますが、仕事上色々分類を決めているわけですが、文書についてもいろんな効率化だとかデータ化だとか、そういう観点から常に見直しをしているということで、それに合わせて教育委員会の規定も改正をするということです。

よろしいでしょうか。

**各委員** (なし)

**教育長** それでは、本件を了承したいと思います。

続きまして「報告第1号 令和3年度北海道教育実践表彰の受賞について」の説明をお願いします。

## 報告第1号 令和3年度北海道教育実践表彰の受賞について

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） 「報告第1号 令和3年度北海道教育実践表彰の受賞」  
について御報告いたします。

この度、学校表彰として小樽市立北陵中学校が、教職員表彰として小樽市立高島小学校の渡邊大二郎教諭が受賞しました。

まず、学校表彰についてですが、北海道教育委員会では、優れた教育活動により大きな成果を上げ、本道の学校教育の向上に大きく貢献している公立学校を表彰しており、令和3年度は小学校4校、中学校2校、高等学校2校、特別支援学校1校の合計9校が表彰されております。

小樽市立北陵中学校では、平成29年度の開校以来、「小樽の未来をつくる 北陵生の育成」を目指し、小中一貫教育やICTを活用した教育活動の充実に取り組んでおります。特に、授業改善の取組として、ICTを活用した質の高い授業とユニバーサルデザインを意識した教室環境の整備に取り組むとともに、スケジュール手帳を活用した計画的で自立的な学習習慣の定着に取り組んでおります。また、理科及び外国語科の教員による小学校への乗り入れ指導や、校区の小学校2校が混合で学級を編制し、中学校教員が指導する小学校第5・6学年の合同授業、中学校区の全教員による、「教育課程部会」「学力向上部会」「生徒指導部会」に分かれた定例部会や合同研修会を実施し、小中一貫教育の取組を先進的に進めるなど、その実践は高く評価され、本道の教育の充実に大きく貢献した功績が認められ、今回の受賞となりました。

裏面を御覧ください。次に、教職員表彰についてですが、教職員表彰につきましては、学校の教育活動等に意欲的に取り組み、特に優れた実践活動を行っている教職員を表彰し、もって教職員の意欲や資質能力を高め、学校の活性化を図り、本道の学校教育の振興に寄与することを目的としており、令和3年度は全道で小学校15名、中学校6名、高等学校9名、特別支援学校2名の合計32名が表彰されております。

渡邊大二郎教諭は、令和元年度から、授業改善推進チームの一員として小学校3校を巡回し、各校の教員の授業力向上に寄与する指導助言を行い、特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休校に備える学びの保障の観点から、推進チームが発行している便りで「授業における学習活動の重点化」を紹介したり、自らも示範授業を行ったりするとともに、小樽市教委の臨時休校中の学習動画制作にも参加するなど、児童の学びの保障の取組の充実に積極的に取り組んでおります。また、公開研究会や各種研修等を通じて、児童の実態を細かく分析し、学校全体で組織的に行う学力向上の取組を広く発信し、その成果を普及するなど、全道教育の充実に大きく貢献した功績が認められ、今回の受賞となりました。

報告は、以上であります。

教育長 本件に関しまして、御質問等ございましたらお願いします。  
なかなかいただけない賞なのかなと思っておりますので、非常にありがたいというか評価をしていただいて感謝したいなというふうに思っています。  
教育委員の皆様にも学校訪問等ございましたら、活動を見ていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。  
何か御質問等ございませんか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。  
それでは、本件を終了させていただきます。  
続きまして、「報告第2号 令和3年度小中学校卒業式の状況について」説明をお願いします。

#### 報告第2号 令和3年度小中学校卒業式の状況について

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） 「報告第2号 令和3年度小中学校卒業式の状況について」御報告いたします。

中学校は3月15日に、小学校は18日から20日にかけて実施いたしました。

「1 指導の経過」にあるとおり、これまで、定例校長会議等において卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱について指導してまいりました。

次に、「2 卒業式の実施状況」についてですが、式場については、参加者の椅子の間隔を空け、身体的距離を確保するとともに換気を徹底いたしました。式の内容については、祝辞や式辞等の割愛や文書での配付・掲示など式次第の内容を精選するなど、式全体の時間短縮に努め、国歌及び校歌については、歌詞入りCD・テープを代用するなどの対応をするとともに、式歌や呼びかけについては控えるなど、感染症防止に努めながら、儀式的行事のねらいを踏まえ、適正な形で実施されました。

次に裏面の資料を御覧ください。

忍路中央小学校、張碓小学校、忍路中学校、向陽中学校の4校では座席の間隔に十分な距離がとれることから在校生も参加しております。

今後も、儀式的行事としてのねらいを踏まえた卒業式となっているかを評価・検証し、更なる改善に向けて取り組むよう指導するとともに、入学式においても、適切に実施するよう指導してまいります。

以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。  
来賓の皆さんとか地域の皆さんが出席できないという状況がここ3年間ですね。3度目で

すね、続いておりますので、非常に、子ども達も参加してませんから、その式の練習だとかしてないのでかわいそうかなという部分があるんですけども、やむを得ないかなというところもあって、式の様子はオンラインというかで、子ども達に配信したりしながら各学校で工夫しながら取り組んでいます。

よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 入学式も同様な形で進めるように指導しておりますので、卒業式と同様な形になるうかと思っております。

本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第3号 通級指導教室の新規開設について」説明をお願いします。

### **報告第3号 通級指導教室の新規開設について**

学校教育支援室主幹(生徒指導・特別支援担当) 「報告第3号、通級指導教室の新規開設について」御報告いたします。

資料を御覧ください。

はじめに、通級指導教室について御説明いたします。

通級指導教室は、通常学級に在籍している児童生徒において、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別な指導を通級指導教室で受ける学習形態であり、障がいによる学習上、又は生活上の困難を改善したり、克服したりするために、教員と児童生徒1対1での個別指導を行うものであります。

次に、開設の経緯についてですが、現在、通級指導教室は、稲穂小学校、潮見台小学校、朝里小学校、菁園中学校に設置しておりますが、3の「本市の通級指導教室を利用する児童生徒数の推移」からも見てとれますが、市内の通級指導教室活用児童生徒数は増加傾向にあり、特に、稲穂小学校においては、通級指導教室活用児童の増加が見込まれることから、教室数に限りがあることや長橋小学校方面から稲穂小学校に通級する保護者の送迎等の負担軽減を図るために、令和4年4月から新たに長橋小学校に開設し、忍路中央小学校、塩谷小学校、高島小学校、幸小学校、長橋小学校及び手宮中央小学校の児童を対象とした指導を行うこととしました。

稲穂小学校と長橋小学校の通級指導教室を利用する具体的な児童数については、令和4年度4月当初の利用予定児童数は、両校合わせて115名となっており、長橋小学校に通級指導教室を開設することにより、長橋小学校を利用する児童数が32名、稲穂小学校を利用する児童数は83名となり、稲穂小学校の教室数不足の解消につながることに加え、保護者の送迎等の負担軽減につながります。

裏面を御覧ください。

通級指導教室の教員数については、稲穂小学校は6名、長橋小学校は2名の教員を配置し指導いたします。また、使用する教室については、長橋小学校2階の2つの教室を使用し、

新年度の開設に向け準備を進めているところであります。

以上でございます。

**教育長** 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。

道の方から1名教員加配をいただきまして、長橋小学校で複数体制で指導するという、そういうことで、稲穂小学校1名減になりますけども、生徒数児童数が長橋に移ることになりまして、人数的には適正な人数なのかなと思っております。

1人当たり、今、国が考えている、「定数化したい」と言っている人数というのが13名ですね。

今後指導の加配を定数に変えるのが何年でしたっけ。

**学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当）** 令和8年度です。

**教育長** 令和8年度までは、人数をやりくりしながらやっていかないとならないということになりますので、子ども達の環境を少しでも良くするために、順次これからも増えれば増えた分対応をしていく必要があるのかなと思っております。

通常学級で重たい障害をもっているお子さんを学ばせたいという保護者もたくさんおられますので、そういうお子さん方の対応も含めて、通級指導教室でサポートしていくということになるのかなと思います。

何か御質問等ございますでしょうか。

**各委員** (なし)

**教育長** よろしいでしょうか。

これ改正は4月1日からですね。

**学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当）** はい。

**教育長** それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第4号 令和4年度小樽市教育委員会研修プログラム等について」説明をお願いします。

#### **報告第4号 令和4年度小樽市教育委員会研修プログラム等について**

**学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）** 「報告第4号 令和4年度小樽市教育委員会研修プログラム等について」御報告いたします。

令和4年度は、集合研修とオンライン、オンデマンドによる研修を組み合わせ実施する予定としております。

次に、新たに実施する講座を説明させていただきます。

「算数・数学教育特別研修講座Ⅰ」では、朝里小学校を会場として、「算数・数学教育特別研修講座Ⅱ」では、朝里中学校を会場として、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果において、課題となった算数・数学の学力向上のため、また、令和6年度からのデジタル教科書の導入を見据え、デジタル教科書を活用した授業改善について、公開授業と講演会を行います。

次に、「幼保小連携研修講座」では、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために、幼児教育施設の保育者と小学校等の教職員の連携が大切であり、北海道教育委員会職員を講師として、幼・保・小の連携についての講座を実施します。

また、「ヤングケアラー研修講座」では、ヤングケアラーについての理解促進に向けて、北海道職員を講師に招き、ヤングケアラーの現状やヤングケアラーを支える方策などについての講座を開催します。

次のページ、報告第4号資料①A3判の資料をご覧ください。先ほど説明した新しい講座を含め、全25講座を開設する予定です。令和4年度の研修プログラムについては、4月の校長会議において提示し、各学校から積極的に参加するよう指導してまいります。

教育委員の皆様もぜひ、研修講座に御参加いただければと思います。定例会で御案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、報告第4号資料②を御覧ください。

令和3年度の教職員の研修参加状況について御報告いたします。参加延べ回数は、3,784回、1人平均6.4回であり、令和2年度は参加延べ回数2,755回で1人平均4.6回で昨年より多くなっております。内訳は、下記の表のとおりとなっておりますが、今年度は、オンデマンドでの研修講座を多く開催したことにより、いつでもどこでも視聴できる、また、何度でも視聴できるメリットがあり、昨年度と比較し参加回数が増加しております。

児童生徒の学力向上や新たな教育課題に対応するためには、教職員の資質・能力の向上を図ることが不可欠です。令和4年度も、多くの先生方が計画的に参加し、教員一人一人の指導力の向上に努めることができるよう、校長会議等において指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 教育長

本件に関しまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。

研修授業については、ちょっと背伸びしてるところもあるんですけど、学校の教員の忙しさと研修講座とかみ合わせになるものですから、多ければいいというわけでもなくて、一定程度に抑えつつ、新しい要素のものを切り替えていくというような進め方をこれまでしておりまして、教職員の必要な研修は崩してませんけれども、新しい要素も加えながら対応していくこととしております。実施方法もオンラインだとかオンデマンドだとか、集合研修だとか色々使い分けながら、主に協議だとかしていくものについては講座、対面スタイルでやらないとうまくかないというのがありますので、例えば体育の実技研修なんていうのはオンデマンドで見ればというのはなかなか実際には難しい。そうはいつても、やらないよりはやった方がいいので、うまく改善していかないといけないそういう取り組みもしますけど、できるだけ参加を促しながら進める研修会の方が、より効果が高いというふうに思いますし、

逆にオンデマンド、説明だけで終わってしまうような研修会は、オンデマンドで何回もわからないところを見て、わからないところは教育委員会の方に質問をしていただいて、それを講師の先生と繋いでやるということも可能になってきているので、結構参加してくれる先生は多い。

やり方は変わりましたが、いい面も出てきているかなと思います。

今年も25の講座がありますので、何回も参加、6.4回参加してくれているということもありますので、教員が参加しやすい環境づくりをしていきたいなというふうに思っています。

何かございますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第5号 令和4年度市教委・道教委指定校等の状況について」説明をお願いします。

#### **報告第5号 令和4年度市教委・道教委指定校等の状況について**

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） 「報告第5号 令和4年度市教委・道教委指定校等の状況について」御報告いたします。

1、学園制加配活用事業につきましては、小学校高学年における教科担任制の導入や子供が切磋琢磨できる学習環境の整備、義務教育9年間を見通した教育課程を編成・実施する学校群「学園」を指定し、学力向上や中1ギャップの解消を図る事業で、指定校は高島小学校、手宮中央小学校、北陵中学校です。

2、学校力向上に関する総合実践事業につきましては、管理職のリーダーシップの下、全教職員が一つのチームとなってカリキュラム・マネジメントの充実・強化や質の高い教育活動を持続的に行うための働き方改革の実施など包括的な学校改善を推進する学校モデルを提示し、実践の成果を普及・啓発するシステムを構築することにより、本道の小中学校の学校力向上を図る事業で、稲穂小学校が中核校となり、指定校は花園小学校、西陵中学校、青園中学校です。

3、授業改善推進チーム活用事業につきましては、令和4年度新たに、端末活用推進チーム活用事業として、市内全ての小中学校を巡回することにより、児童生徒の1人1台端末を活用した授業改善に取り組み、学力向上を図るとともに、その成果を保護者、地域等に明らかにすることを目的とする事業で、配置校は手宮中央小学校、潮見台小学校、朝里小学校で、特別連携校は望洋台小学校と桂岡小学校です。

4、体育専科教員活用事業、につきましては、体育専科教員を配置し、小学校教員の体育の指導力向上及び体力向上の取組の充実を図る事業で、桂岡小学校を本務校とし、兼務校が銭函小学校です。あわせて、桂岡小学校を体育・食育実践校に指定し、食育を核とし、健康

教育の充実、体力・運動能力の向上など健やかな体づくりを推進するために、栄養教諭、養護教諭等と連携するとともに、地域の教育資源を活用した教育活動の充実を図ってまいります。

5、中1ギャップ問題未然防止事業につきましては、小中学校間の円滑な連携体制を構築し、学習指導と生徒指導を関連付けた教育活動の改善・充実を図ることにより、児童生徒のよりよい人間関係を築く力を育成し、不登校児童生徒数の減少などの生徒指導上の諸課題の解決を図るなど、中1ギャップ問題の解消や未然防止を図る事業で、指定校は高島小学校、手宮中央小学校、北陵中学校です。

6、実践指定校につきましては、本市の児童生徒の学力向上のため実践校を指定し、外部講師を招聘した特別研修講座を開催するなど、取組の成果を市内に普及させる目的として、国語教育実践校は、山の手小学校、算数・数学教育実践校として、朝里小学校と朝里中学校、理科教育実践校は、本務校として銭函小学校、兼務校として、桂岡小学校を指定しています。また、英語教育推進校として、令和4年度に新たに高島小学校と西陵中学校を指定しています。

7、学習者用デジタル教科書研究校につきましては、文部科学省の「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」により、全小学校の5,6年生の外国語と他教科、全中学校の1~3年生の外国語と他教科のデジタル教科書が提供され、教育効果を検証することとなっております。また、朝里小学校は重点校として指定を受け、全学年の算数科のデジタル教科書の提供を受けることとなっております。なお、各学校の他教科については次のページの資料を御覧ください。

8、指導者用デジタル教科書活用研究指定校は、昨年度に引き続き小学校は山の手小学校の国語、中学校は北陵中学校の英語で指導者用デジタル教科書を活用した研究を先行的に実施し、活用方法や成果と課題を市内の小中学校に普及することとしております。

なお、小樽市教育研究所指定の調査研究指定校や調査研究団体につきましては、新年度に入ってから募集となっており、決定次第、教育委員会にて報告する予定となっております。以上でございます。

**教育長**           ただ今の報告に関しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

**小澤委員**       7の学習者用デジタル教科書研究校は、具体的には学習者に与えるデジタル教科書というのは、今の端末の中にソフトが入れられるということなんですか。

**学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）**       クラウド上にデジタル教科書がありまして、端末を活用してそのクラウド上で使用するものとなっております。

**小澤委員**       同じく、教師用の方は。

**学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）**       教師用の方も同じです。クラウド上でございます。

小澤委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。  
全小学校の他教科というのは、ここに書いてある教科でいいのかな、外国語と算数とか外国語と図画工作とか。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） そうです。資料の方に記載させていただいています、かつこの中に。

教育長 この教科をどういうふうにして決めているの。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） 先程説明した、外国語は全て付くんですけど、他教科については、本市として2教科目を市として申し込むことができましたので、算数・数学を申し込みました。ただ、文部科学省の方で8割程度しか当たらないということで、算数・数学が当たらなかったところは、ぜひ付けてくれというふうにお願ひしまして、付けれる教科を希望取りまして、付けていただいたという形になっております。

教育長 選考に落ちたところが、違う教科にまわっているということだ。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） そのような結果になりました。

教育長 うちで申し込んだのが算数・数学と外国語だったけど、数に限りがあるということで、他の教科にまわされた、落ちたところだけ違う教科で再修正したということですね。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） はい。

教育長 はい、何か御質問等ございますか。

黒田委員 デジタル教科書が付いてる学校というのは、普通の教科書があった上で、授業の際は紙ではなくデジタルで配布するということですか。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当） 現在はハイブリットが多くて、どちらも使っています。今日は紙の教科書使うよというときは紙の教科書を出すし、例えば山の手小学校は国語はデジタル教科書をメインに使っていたりする時間もありますので、今のところハイブリットですね。どちらも使っています。

黒田委員 例えば家で予習復習、わからないところがあるときは、デジタルの端末は毎日持ち帰れるということですか。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）　　そうですね、端末は持ち帰れます。

黒田委員　　生徒個人の判断で持ち帰れるんですか。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）　　いえ、担任、学校の判断になると思います。

黒田委員　　では、授業で端末を使っていて、復習したいなと思っても、学校の方で持ち帰れない日だよとなったら、紙の教科書で。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）　　紙の教科書です。

黒田委員　　これはもう完全にリンクしたもの、全く同じものなんですか。デジタル教科書だからプラスアルファの情報が載ってるとか。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）　　プラスアルファの情報が載っております。漢字のドリル、ちょっと練習するものが載っていたり、読み上げてくれたり、色んなプラスアルファの機能が付いております。

黒田委員　　デジタル教科書を授業で使うことは、生徒にとってもとてもプラスになるということですね。

学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）　　そうですね、これからそのような時代になると思いますし、非常に有効な、プラスアルファの部分もございますので、紙は紙で捨てがたい部分はあるんですけど、プラスという形で今後使用されていくと思います。

黒田委員　　デジタル教科書について、どういうものかわからなかったの。ありがとうございます。

教育部長　　補足よろしいですか。今国がですね、デジタル教科書にもやはり良いところもあるし、ずっと画面を見ているのがいいのかとか、それから、ページをめくったり戻ったりという作業をすることで物を覚えたり、持って音読したり、色んな良し悪しがあると思うんです。

それを検証するために、今国が各学校で使って、そのアンケート調査をしたり、検証事業をしていますので、今後その結果を受けて、こういう授業は紙が良い、こういうときはデジタルの方が良いという結果を踏まえて、今後どのようなかたちになっていくかということになっていくものと思われま。

一概に、紙だから良いとか、デジタルはもっと良いというのは、今の段階では判断はしないで、検証中だというような判断でいいのではないかなと思います。

教育長　　この次の教科書改訂のときまでには、文科省で、この授業の検証をした上でどうするかという判断をしていかないと、教科書そのものを無償で配布するのか、デジタル教科書に替え

るのか、そこら辺の判断もでてくるということです。国の方でデジタル化していきたいという気持ちもあって、実証授業をやっているところなので、どこまでだったらデジタル化できるかということ視野に入れながら検証授業をやっていますので、賛否両論ありますので、今後のこれらをいれて、いろんなアンケートをとっていく形になると思います。その結果を踏まえて判断をしていく形になると思うんです。

だから、両方とも無償で給付するということは、現実の問題として、国の財政面からも難しいと思われるので、どこかで判断がされることになろうかと思えますね。

結構それは大きな問題となりそうなので、この検証は全校でやらせるということですから、かなり国の方はやる気が出ているかなという感じがしていますけれど。

今後教科書採択にも関わってくる問題なので、教育委員の皆様にも色んな形で関わりが出てくる問題かと思えます。まだ先の話ですけども。

**小澤委員** 最初にデジタル教科書の具体的なイメージがないのですが、ただ、山の手小の研究会の時に聞きしたのは、教科書そのものと、独自のいろいろなデータを見れると、そんなようなことは伺ってたんです。例えば今までの紙の教科書のままでいくと、B5からA4判になりましたが、今の端末は小さいですよ。だからそれを、部長もお話しされましたけれども、その小さな文字をじーっとそれだけ見ていくことは、学習の面と健康の面とで問題が、様々でくる。それから外国語というのは、今の色んな機能を聞くと、ネイティブの方の発音が次々聞くことができるというのは効果的であると納得がいくんです。例えば6の実践指定校のところで国語教育は山の手小とされています。8で山の手小は指導者用デジタル教科書活用研究指定校にも入っていて、子ども達は紙の教科書だけど、先生の方はデジタル教科書を使っていて、それをいろんな形で子ども達に活用していくことと受け止めるとしても、算数・数学は入っていないんですね。7で英語は良いんですけど、どういうふうに研修そのものが、教科書とデジタル教科書とをあわせて進められていくのか。山の手小のような流れになっていると、今後いろんな研究できると思うんですけど、現状の中ではいろんな条件があるんでしょうから、その中でそれぞれの良さを改めて検証していただくということになるんだろうなと思います。いろんな新しい教育活動の内容のものを取り入れていく中で、これからの教育を考えるとというのは、必要なことだと思いますので、積極的に入れていただいたことは大変良いことだなと受け止めております。

感想も含めて以上です。

**教育長** ありがとうございます。今の関係で何かありますか。

**学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）** 算数・数学でも、紙の教科書とノートを使ったプラス、ということでこれから活用がどんどん図られていくと思いますので、それを活用して授業改善、学力向上を目指していきたいと思えますので、どんどん活用していきたいと考えております。

**教育長** 小澤委員よろしいでしょうか。

小澤委員 はい。

教育長 他にございますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第6号 令和3年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について」説明をお願いします。

### **報告第6号 令和3年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について**

学校教育支援室主幹（学務担当） 「報告第6号 令和3年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者」について御報告いたします。

小樽市青少年スポーツ賞は、青少年の健全育成のためにスポーツの振興を進めてほしいとの願いを込めて、昭和59年に沖津寅太郎さん、安子さんご夫妻からお寄せいただいた寄附を基に、翌年昭和60年度から、スポーツで優れた成績をあげた児童生徒に対し、「小樽市青少年スポーツ賞」を贈ることとなり、現在に至っております。

昨年度までに、特別賞を含め、13団体125名の方が受賞されており、これまでに受賞された方の中からは、オリンピック等の国際大会で活躍された著名な選手も多数輩出されております。

この賞を受賞される方は、スポーツにおいて「全道大会で2年連続して優勝した者」、「全国大会において3位以内に入賞した者」、「全国新記録・大会新記録を樹立した者」、などのいずれかに該当する児童生徒となっており、今年度は1名の方が該当し、小樽市沖津基金青少年スポーツ振興事業委員会での意見を聞き、受賞者として決定いたしました。

今年度の受賞者は、小樽市立西陵中学校3年、日野森琥珀さんです。日野森さんの成績ですが、今年1月に開催された、令和3年度北海道中学校体育大会第54回北海道中学校スキー大会の女子スペシャルジャンプ競技において全道1位となり、先月開催された、令和3年度全国中学校体育大会第59回全国中学校スキー大会の女子スペシャルジャンプ競技において、第3位の成績を収められました。

本来であれば、教育委員の皆さまにも御出席いただき、教育委員会庁舎において表彰式を開催するところですが、現在のコロナ禍の状況を考慮し、学校関係者のみで、先日、3月18日に、受賞者が在籍する中学校において、教育長より表彰状と記念の盾を受賞者にお渡ししたところです。

報告は以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますでしょうか。

かなり過去にはオリンピック選手を輩出している由緒ある賞でして、今回の北京オリンピックにもこの中で26年度に表彰した安藤麻さん、それから28年度に表彰した小山陽平さん、この2人がオリンピックにでてまして、残念ながら途中棄権になりましたけど、そういう選手もでています。過去には船木和喜さんとかそういう方もでてますので、ぜひ日野森さんにも、今後競技を続けると言っておりましたので、活躍していただければなと思っております。

何か御質問等ございますでしょうか。

やはり、小樽はスキーの関係が非常に多い、スキーの町でもありますので、多くなっております。

結構厳しい規定があるものですから、なかなか全国大会3位以内とか、連続して全道大会で優勝しているとか、そういう規定があるのでなかなか該当者が出てこないというのはありますので、非常にハードルの高い賞ではございますけれども、今年も一人いらっしやったということで、来年もたくさん表彰できるといいなと思っております。

何かございますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第7号 重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事の進捗状況について」説明をお願いします。

#### **報告第7号 重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事の進捗状況について**

生涯学習課長 「報告第7号 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の進捗状況について」御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 令和3年度の主な工事内容」ですが、緊急事態宣言の影響で遅れていた耐震補強工事を行ったほか、屋根の葺き替え、外壁などの石工事、窓枠やシャッターの補修などを実施しております。

また、工事を進めていく中で、資料にゴシック体で記載しているような、想定以上の建物の傷みなどが判明しまして、工事費用の増額と工期の12か月延長に関する、補正予算の議決を12月に受けました。

その後、まん延防止はありましたが、工事は止まっておりませんので、今年度の予算には繰越が発生しない見込みです。

「2 令和4年度の主な工事予定」としましては、屋根の葺き替え工事と漆喰壁や天井の左官工事、窓枠や既存漆喰面の化粧直し塗装工事、壁と天井の漆喰解体・塗り替えを行うほか、金唐草紙の復原製作、天井紙の補修などを行う予定となっております。

予算額と全体工程は資料の3のとおりで、令和5年度は内装関係の工事が終わり、足場を

解体した後で、門や石塀の修復及び耐震補強などを実施していく予定です。

資料の御説明は以上ですが、市議会での議論の中で、市民や観光客に工事を見せる工夫を考えてはどうかとの指摘を受けておりましたので、約15分間の動画を作成いたしました。

本日はそれを編集した7分程度の映像を御覧いただきたいと思います。

では、よろしくお願ひします。

(動画スタート：動画の内容などについて説明)

こちらの動画は、後日、市のホームページなどで紹介できるように準備しております。

また、今年は現場の安全性を確保できないということで「動画」の形にしましたが、令和4年度は、内部を見学してもらう「現場説明会」のようなものを企画したいと考えております。

重要文化財旧日本郵船株小樽支店保存修理工事の進捗状況についての御報告は、以上であります。

**教育長**           ただ今の説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお願ひします。  
工期がかなり延びたんですけど、延びた工期に対しての工事は順調ということでしょうか。

**生涯学習課長**   今のところは順調に来ていて、この後屋根を剥がしたりだとか、まだ見えてないところの工事が残ってますので、まだどうなるかわからないんですけど、遅れていた耐震工事は全部終わりましたし、石の工事も一通り出来てますので、そこについてはなんとか進んでいるかなというところです。

**教育長**           何かお聞きしたいことはありませんか。  
今年はね、見学会をやるということなんですけど、それは何回程度やるというのはありますか。1回だけやるんですか。

**生涯学習課長**   本当は何回か出来れば良いと思ってまして、例えば教育委員の皆さんですとか議員さんですとか、市民の方というのも何回か出来れば良いなど、時期についても分けてできれば良いかなと思ってはいるんですけど、どうしても現場の工事の進捗状況ですとか、現場の作業員の方で、この時期はやめてくれと言われるところもあるものですから。あとは覆い屋根をがっちりかけてるので、真夏は厳しいかなと思います。そういうのを考えながら今時期とか回数は現場の方とも相談して決めていこうと思っています。

**教育長**           覆い屋根をかけると中は相当暑くなるんですか。

**生涯学習課長**   夏場は暑くなってます。

**教育長**           風通さないようにしてるんですか。

生涯学習課長 隙間はあるので空気は入るんですけど、やはり暑い状態です。

教育長 何かございますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 ぜひ中を見る機会がありましたら、御案内させていただきますのでよろしく願いいたします。

では本件を終了させていただきます。

それでは、「報告第8号 教職員の人事異動について」説明をお願いします。

### 報告第8号 教職員の人事異動について

教育総務課総務係長 教職員の人事異動の状況について報告いたします。資料を御覧ください。1では令和3年度と4年度の学級数の増減とそれに伴う教職員定数の増減を表で示しております。

学級数は少子化により減少傾向であり、小学校4学級、中学校8学級の計12学級減となり、教職員定数は小学校5.5人、中学校9.5人の計15人減です。端数がでておりますが、これは裏面を御覧ください。加配の一覧がございますが、中ほどに、主幹教諭(0.5加配)とあり、朝里小と北陵中に再任用の教職員で、日数又は勤務時間を半分にした、いわゆる再任用ハーフと呼ばれる教職員を小中一人ずつ定数加配されたためです。

表面にお戻りいただいて、※にある少人数学級該当校ですが、国は令和4年度、小学1年から3年まで1学級あたりの定員を35人以下、それ以外の学年は40人以下としています。道教委ではさらに小学4年以下全て、小学5年と中学1年の1学級編成の場合、定員を35人以下としており、市内の該当校は御覧の9校です。

次に2の全職員定数ですが、定数は管理職を含むため、表ではその右にある校長教頭の数は内数となります。これに養護教諭、栄養教諭、事務職員を加え、小中で合計575人となります。

次に3の管理職を除く異動状況ですが、退職者19名、新規採用6名など御覧のとおりとなっており、全体規模で小学校108名、中学校66名の174名、発令割合は28.1%となりました。管理職を除く異動前後の平均年齢は48.08歳から48.27歳と若干高くなりました。なお、裏面に参考として定数加配等がついた学校を記載しております。

報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

学級数がかなり減ってきておりますので、新規採用も昨年14人程いたんですけど、今年は職員がかなり溢れてしまったので、そういう意味でちょっと、新規採用が6名ということで、少なくなる予定です。

何かございますでしょうか。

小澤委員 学校は教員が増えるってことは、働き方改革に1番効果的だと思いますので、かなりの数の加配をいただいているので、教育委員会で御努力いただいた結果なんですよ。

教育長 そうですね。かなり小樽市は加配をつけていただいているので、そういう面では、それに応えていていかなくはないというのもあるんですけど、現状では大変応援していただいているところです。

小澤委員 改めて感謝します。

教育長 それでも学級数がどんどん減ってしまっている状況ですから、減り方が止まればいいんですけど、これからもまだしばらく間は学級数が減っていく形になるかなと思います。

今後、再来年からは定年が延長になるので、ここで再任用の人達が普通の配置になることになりますので、公務員法の改正があって、今58歳の人からスタートかな。段階的に2年に1年ずつ、10年かけて延ばしていくというふうに法律が改正になりましたので、65歳まで順次延ばしていくという形になります。

ただ役職については、一般職に降任させるというふうに法律にも書かれておりますので、そういう措置、特別な措置を取らない限りはそういうふうになっていくのかなと思います。

独自の施策で変える場合もあるかもしれません。それは任命権者である道教委が考えていくことになるかなと。市の職員も同様になりますので、定年が延長していく形になりますので、ここにおられるみなさん定年が延長されるのかなということでございます。

何かございますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

続きまして、「報告第9号 小樽市立学校における働き方改革行動計画等の改定について」説明をお願いします。

#### **報告第9号 小樽市立学校における働き方改革行動計画等の改定について**

教育総務課総務係長 本市では、教職員の働き方改革に取り組むため、道教委が策定した「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」を基に、平成30年7月「小樽市立学校における働き方改革行動計画」を策定し、令和3年5月には第2期の行動計画を策定したところです。

また、平成31年3月「小樽市の部活動の在り方に関する方針」の策定により、教職員の負担を軽減するとともに成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送れるよう、市内中学校の部活動の指針としました。

国のガイドラインでは従来から、活動時間を平日最大2時間、休日最大3時間、休養日を平日1日、休日1日以上、週11時間程度としており、本市もこのガイドラインに原則的な部分は従っておりますが、積雪寒冷地の特徴を取り入れた北海道が示していたとおりの特例的な取扱いを小樽市も取り入れていました。

ただ、令和4年度から部活動の実施に当たり、国のガイドラインが示す活動時間を遵守する旨の道教委の通知に基づき、小樽市教育委員会の行動計画と部活動の方針の一部について改定するものであります。

具体的な内容を御説明いたしますと、まず、2つ目の束の資料、報告第9号②と記載されている部活動の方針の最終ページに新旧対照表がありますので、御覧ください。改定前を右側に記載していますが、「3 適切な休養日等の設定」として、「ア 部活動における休養日及び活動時間」があり、その最後の部分の下線部には大会1か月前からの休業日の活動時間の特例があります。下段に「イ 積雪による活動制限を考慮した特例」として、裏面の一つ目の○で休養日の柔軟な設定、二つ目の○で活動時間の柔軟な設定が可能であることを例示していますが、これを削除しました。続いて報告第9号①の行動計画ですが、同じく最終ページに新旧対照表がありますので、御覧ください。下線部に大会1か月前の活動時間の特例について記載がありましたが、これを削除しました。今後、各小中学校には行動計画改定を通知するとともに、各中学校に対して部活動の方針改定を通知し、これに則り、各中学校における部活動方針を改定するよう指導してまいります。

報告は以上です。

**教育長**

ただ今の説明に関しまして、御質問等ございましたらお願いします。

国の方針に従って、行動計画もそれに合わせて修正をするということになっています。

部活動がかなりの部分の時間外勤務になっているのは間違いないので、その制限をしない限り、時間外勤務が削減しないという国の考え方に基づいて、同じ様に取り扱うということでございます。

何か御質問等ございますでしょうか。

**小澤委員**

この案については、それぞれ理解できましたけど、今の部活動の形が来年度から地域に移行していく形になっていくんですね。その具体的な取組というのは、このことをベースにしながら今年度検討していくということなんですか。

**教育長**

それとはちょっと次元の違う話になる可能性もあります。まだわかりません。

例えば、部活動として活動するのか、それとも部活動ではなくて地域型のスポーツクラブとして運営していくのかだとか、それから地域のクラブチームに担っていただくとか、ケースによって取り扱いが変わってくるのかなと思います。

ただ中体連の方で、この前マスコミにも報道されていましたが、クラブチームでも参加を認める方向だと記事に載ってました。それがまだ私共の方に通知が来ているわけでもない、詳しい情報はわかりませんが、クラブチームとして例えば少年団活動をそのまま中学校の活動にしていくときに、参加を認めるのか認めないのかということにもなります。

ので、そうなってくると教職員の働き方改革とは次元の違う話になる可能性もありますし、例えば合同チームのようにして、部活動として大会に参加するんだとなりますと、これには被さってくるのかなというところもありますので、これからの検討の方向性にも影響してくるのかなと思います。

**小澤委員** そうしますと、学校の教職員が地域で行うスポーツ活動を行う、指導を行うという場合は、その教員を兼職というような形か、切り離してやっていくとなると、別に考えていいということですか。

**教育長** それは一緒かもしれませんがね。どういうふうになるか別に考えるということもできるかもしれない。設置形態によるのかなと思うんですけど、今小澤委員がおっしゃったように、指導者として入っていく、そういう形になると、被らない可能性はありますよね。何時間以内とか。

教員によっては、どうしても忙しくなっても、休みが無くなっても指導したいんだという人もいるかもしれません。そういう人はまた別の形で指導するという形になりますし、逆に兼業みたいな感じで報酬をもらうのであれば、そういう形で許可をするかしないかという話に繋がってくるかもしれません。

ただ制度設計なので、まだ国の方でも今ちょうど検討委員会みたいなので議論していますので、そこら辺の方向性は多少出てくるのかなと思っています。

ただ今は部活動についてはこういう方向だとスポーツ庁から示されているので、それに合わせる形にしなければならないと思っています。

だから今度地域移行していくにあたって、じゃあこれはどうするんだという話は出てくる可能性はあるのかなと思います。

**小澤委員** 何年間までかわかりませんが、このことが基本になって、働き方改革の一部である部活動関連のことも進んでいくということですね。

**教育長** そうですね、地域に完全に移行してしまえば、学校教育に関係なくなってしまうことも考えられるし、違った形で部活動が一部残るような形になれば、これが生きてきますし、なくなってしまうと部活動が外れる可能性がでてくるのかなと思います。

**小澤委員** わかりました。

**教育長** 他にございませんか。

**各委員** (なし)

**教育長** よろしいですか。  
それでは本件を終了させていただきます。

続きまして、その他の報告で、「寄附採納について」説明をお願いします。

### **その他 寄附採納について**

**教育総務課総務係長** 寄附が3件ありましたので、御報告いたします。

1件目は、志和裕様から、小樽市交通災害遺児奨学資金基金に1万円を御寄附いただきました。志和様からは平成12年から御寄附をいただいております、本年2月に引き続き今回で2回目、総額は27万円となります。

2件目は、小樽ユネスコ協会様から市立小樽図書館の図書拡充のため、新刊図書13冊を御寄贈いただきました。小樽ユネスコ協会様からの御寄贈は、昭和49年から毎年続いており、今回で寄附の累計冊数は1,879冊となっております。

3件目は、匿名の方から、青少年の体力向上のために役立ててほしいと、市営プール建設資金基金に100万円を御寄附いただきました。なお、この匿名の方からは令和元年度にも100万円の御寄附をいただいております。

報告は以上です。

**教育長** 本件につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いします。

3件とも複数回に亘って御寄附をいただいたということで、大切に使用させていただきたいなと思います。

よろしいでしょうか。

**各委員** (なし)

**教育長** それでは、本件を終了させていただきます。

続いて、「議案第2号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案」について説明をお願いします。

### **議案第2号 小樽市立学校管理規則の一部を改正する規則案**

**教育総務課総務係長** 小樽市立学校管理規則は、小中学校の管理運営の基本的事項について定め、学校の適正かつ円滑な運営を図ることを目的としております。

2枚目を御覧ください。改正要旨として、教諭等及び事務職員の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、その専門性を発揮して職務を遂行できるようにするため、この度規則を改正するものです。

改正内容としましては、最後のページ、新旧対照表を御覧ください。第5条以降には主幹教諭など各職種についての職務内容を規定しており、裏面の下線部が今回追加する内容です。第6条の6第1項として教諭等、第2項として事務職員の標準的な職務内容を教育長が別に定めることとしております。

原則、全国の教員は同様の職務を行っており、標準的な業務の内容というのは国から示さ

れております。小樽市の教員においても当然意識をして仕事をしていただいておりますが、道内他都市では、規則に明記されている自治体が多く、後志では、小樽市以外は規定されています。

小樽市においても、規則等に例を明記することで、教職員や事務職員が適切な業務の連携・分担の下、各々の専門性を活かし、より主体的・積極的に業務に参画できると考えておりますので、規則を改正したいと考えております。

その職務の内容等につきましては、次の協議案件で協議をさせていただきたいと思っておりますので、ここでは、規則に明記することについて、御承認の程よろしくお願いたします。

**教育長** 本件に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

**各委員** (なし)

**教育長** よろしいでしょうか。

それでは、本件を了承したいと思います。

ただ今から非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

また長時間になりましたので、換気のため5分間程休憩をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

<5分休憩>

<非公開の審議開始>

#### **協議第1号 教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱案**

#### **協議第2号 事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱案**

教育総務課総務係長から、「教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱案」及び「事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱案」について説明し、全委員により協議した。

#### **報告第10号 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について**

学校教育支援室主幹（学務担当）、学校教育支援室主幹（生徒指導・特別支援担当）から、「新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について」説明し、常見委員から意見があったほか、全委員により了承した。

**教育長** それでは、ただ今から人事案件の審議に入りますので、関係者以外の皆様は御退席をお願いします。

<部長／部次長／室長／教育総務課長以外 退室>

**議案第3号 学校職員の訓戒について**

教育総務課職員係長から、「学校職員の訓戒について」説明し、小澤委員から意見があったほか、全委員一致により可決した。

**議案第4号 職員の措置について**

教育総務課職員係長から、「職員の措置について」説明し、全委員一致により可決した。

<非公開の審議終了>

**教育長** 以上で、教育委員会第3回定例会を閉会いたします。